

保険マンとして成長を続ける石原ひろのりがお教えます！

補償 (Indemnification) と保証 (Warranty)

hiro.ishihara@aegisrm.com 310/793-1309 Ext. 237



中国製乾式壁 (Chinese Drywall) 事件

今回は、先頃マスコミでも大々的に取り上げられた中国製乾式壁 (Chinese Drywall) 問題に見られる「補償」Indemnification と保証 Warranty/Guarantee の違いについてご説明したいと思います。

中国製品に潜む危険性は過去しばしば指摘されてきましたが、最近のニュースによれば米国 13 州以上もの住宅所有者の間で、中国製の乾式壁 (Chinese Drywall) から有害ガスや有毒成分が発生し、人体に悪影響を与えているという苦情が相次いでいるとのことです。この健康被害に対して、連邦環境安全局 EPA などが調査に乗り出した結果、中国製乾式壁から米国製には含まれていない硫黄やアクリル系塗料の成分、そして米国製の約 10 倍の値のストロンチウムが検出されたと発表しました。(ただし、これらが家電製品や銅配線の腐食に影響を与えたり、慢性的呼吸器感染の直接的原因になっているかどうかについてはコメントを避けています。)

保険でカバーされるクレームだろうか？

現在、乾式壁の安全性については調査が進んでいるようですが、結果が出るまではかなりの時間が掛かるし、住宅建設業者を相手取って「欠陥住宅訴訟」を起こしてもさらに時間が掛かる事は明らかです。で、とりあえず何とかならないかという事で、ホームオーナー保険など住宅保険が補償するべきではないかと考えた住宅所有者が相次ぎました。しかし、保険会社はクレームを却下。その上、いくつかの保険会社はその家を完全に修繕しない限り、次年度の保険更新をしないという解約通知さえ発行しました。

これに対して保険会社を相手取り、当然訴訟を起こす者もいたわけです。このような住宅物件は市場価格を失ってしまい、売りに売れないという状況に陥って落胆する住宅所有者の姿が全世界にむけて放送されたため、メディアは一斉に保険会社を非難する論調になったのですが、この問題は本当にホームオーナー保険でカバーされるのでしょうか？

「補償」って「保証」なの？

このニュースを聞いたとき、住宅所有者の皆さんへの同情と共に、「補償」と「保証」を混同して捉える人々が意外に多いこと、そして根本的に保険を誤って解釈されている人々も意外に多いことに気が付いてしまいました。

ある業界先輩の解説を引用すると、日本語の“**HOSHO**”という言葉には次の3種類があるそうです。

- 1) **保障**(Security) 安全を守るという意味で、“社会的な安寧”を指します。
- 2) **保証**(Guarantee あるいは Warranty) 販売者が品質など一定の水準を約束する事を指します。
- 3) **補償**(Indemnity, Compensation for Loss/Damage) 損害を保険が補償することを意味します。

そもそも保険とは、『偶然で突発的で、しかも外来的危険要因』で起こりうる損害を受けたことによって被った経済的損害を補償するものです。一番良い例は、皆さんの自動車保険。事故で車両に損害が起これば、もちろん自動車保険が対応します。しかし、衝突のような事故も無く、ただ「車が動かなくなった」という故障はメーカーの保証 Warranty で対応するというものです。

住宅瑕疵＝家の欠陥 Construction Defect も同じです。建築資材メーカーあるいは住宅建設業者の保証 Warranty が対応すべき問題と想像でき、残念ながら私どもがお世話する保険で対応できる要素は全くありません。保険が提供する「補償」は、同じ“HOSHO”でも「保証」とは全く異なる概念であること、これでガッテンいただきましたでしょうか？

保険解約通知を送ったのは合法

今回の事件は有害ガスや有毒成分が発生している事実を知っていたにも拘わらず、問題を解決しないまま放置すれば、第三者への身体に悪影響を及ぼすことが予想され、膨大な賠償責任問題に発展する可能性が高いと保険会社は判断したようです。そもそも被害が拡大すると予期できるものに保険をつける事は“偶発的”ではありません。この事件に限らず、このように解約通知を送る事はまれにあり、保険会社は報告がないリスクが判明、あるいはリスクが著しく増加した場合など、その問題が解決されない限り、合法的に解除する事が認められています。

注意： 本稿記載の情報は、保険ならびに弊社業務に関わる問題の概要を一般的にご紹介・ご案内するだけの目的によって作成されており、本稿に含まれる法律に関する記述は、いかなる意味でも法律上の専門的説明を意図するものではありません。法律上のご相談ならびに解釈は、貴社顧問弁護士にご照会いただくようお願いいたします。

本稿の内容については、作成・訂正時点で可能な限り最新かつ正確な情報を盛り込むよう努力いたしましたが、お読みになる現時点での情報の正確度と整合性については、弊社は一切の責任を負いませんのでその旨ご了承ください。また、特段に明記されていない限り、本稿の著作権ならびに著作権は弊社に帰属いたしますので、無断転載ならびに弊社の利害と利益に反する一切の使用を厳禁いたします。



AEGIS RISK MANAGEMENT INSURANCE SERVICES, INC.

3424 CARSON STREET, SUITE 300, TORRANCE, CA 90503 U.S.A.

PHONE (310)793-1309 FAX (310)793-1314 E-MAIL myhoken@aegisrm.com

<http://www.aegisrm.com>

California Department of Insurance License No. 0735928